

プロ責弁護士意見書を
読むための
基礎知識

弁護士 壇俊光

海賊版サイトは日本の著作権法 上違法なのか

- ほぼ全ての海賊版サイトは、
(自称を含む)リーチサイトである。
- リーチサイトが、著作権侵害かは明らかでは無い。

知財高裁平成30年4月25日

自動公衆送信の主体は、当該装置が受信者からの求めに応じ、情報を自動的に送信できる状態を作り出す行為を行う者と解される(中略)本件リツイート者らではないというべきである。

(カラオケ法理との関係で)本件において、本件リツイート者らを自動公衆送信の主体というべき事情は認め難い。

本件リツイート行為が上記の自動公衆送信行為自体を容易にしたとはいえないから、本件リツイート者らを幫助者と認めることはできず、その他、本件リツイート者らを幫助者というべき事情は認められない。

大阪地判平成25年6月20日

- 当該動画のデータは、ニュースサイトのサーバに保存されたわけではなく、ニュースサイトの閲覧者が当該記事の動画再生ボタンをクリックした場合も、当該動画のデータは、当該動画サービスのサーバから直接閲覧者へ送信されたものといえ、B氏が本件動画を「自動公衆送信」等をしたとはいえない。
- 当該動画が著作権者の許諾なしにアップロードされていることはその内容や体裁から明らかではなく、これにリンクを貼ることが直ちに違法になるとはいいい難いうえ、B社はA社から抗議を受けた時点で直ちにリンクを削除しているから、B社がニュースサイト上で当該動画へのリンクを貼ったことが、第三者による著作権侵害を違法に幫助したものとはいえない。

さらに

- 海外サーバで海外事業者が運営している場合に日本の著作権法の適用があるのか。
 - 諸説ある(参照 文化審議会著作権分科会国際小委員会「国際裁判管轄・準拠法ワーキングチーム報告書」)。
 - 板倉小倉AV訴訟
- 審議会での文化庁の見解は、否定的。

ブロッキングの対象はなんなの か？

- 大規模海賊版サイト
 - CDNに依存せざるを得ない。
- 小規模海賊版サイト
 - 防弾ホスティングでリクエストをさばける
- ダークウェブ

そもそもの議論のスコープがあやふやになってないか

- 大規模海賊版サイトのみに対する実効的な対策で足りる。
 - CDNに対する法的措置で足りるのでブロッキング不要。
- 小規模海賊版サイト等への対策まで必要。
 - →通信の秘密を制約するには必要性・相当性に欠けるのではないか？

CDNに対する配信停止請求で足りるのではないか？

- 管轄
- 差止め請求権
- 発信者情報開示請求

管轄について

- 実務では、比較的容易に日本の管轄を認めている。
 - ウェブサイト上の記載が日本語でされており、日本からウェブサイトアクセス可能である場合には「日本において事業を行う者」に対する「日本における業務に関する」訴えに該当するといえるので、民訴法3条の3第5号による国際管轄が認められる（民事保全の実務 第3版増補版 東京地方裁判所民事第9部 373頁）
 - 日本のデータセンターを使って配信している場合に、裁判所が日本の管轄・準拠法を否定する可能性は低い。

著作権侵害の間接侵害者に対する 差止め請求が認められるか？

- 著作権法(差止請求権)
 - 第一百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
- 実務的には、この条文にそこまでこだわっていない。

東京地判平成10年10月30日

- 被告は、原告映画を原告らに無断で複製し、また、原告映画を複製したビデオテープが原告らの著作権を侵害する行為によって作成されたことを知りながら、それらのビデオテープを頒布し又は頒布の目的をもって所持するおそれがあるものと認められ、そのような侵害を予防するために、原告映画を複製したビデオテープを廃棄させる必要があるものと認められる。

カラオケリース事件

最判平成13年3月2日

- カラオケ装置のリース業者は、著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたか否かを容易に確認することができ、これによって著作権侵害回避のための措置を講ずることが可能であることを併せ考えれば、上記注意義務を肯定すべきだからである。

ヒットワン事件

大阪地判平成15年2月13日

- 被告は、別紙「無許諾店舗一覧表」記載の店舗に対し、別紙「楽曲リスト」記載の音楽著作物のカラオケ楽曲データ(歌詞データを含む。)の使用禁止措置(通信回線を経由して一定の信号を送信することによってカラオケ用楽曲データの再生を不可能にする措置)をせよ。
- 著作権者は、著作権侵害の従犯に対し、従犯のする具体的行為の差止請求をすることができる。したがって、原告は、通信カラオケリース業者である被告に対し、無許諾店舗に対して楽曲データの使用禁止措置をとるよう請求することができる。

選撮見録高裁判決

大阪高判平成19年6月14日

- 控訴人は、被控訴人毎日放送、同朝日放送、同関西テレビ及び同讀賣テレビとの間では、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各府県内の集合住宅向けに、被控訴人テレビ大阪との間では、大阪府内の集合住宅向けに、本判決別紙商品目録記載の商品を販売して同集合住宅の入居者にその使用による放送番組の録音・録画をさせてはならない。

ジャストオンライン事件

知財高裁平成22年9月8日

- ユーザによる著作権を侵害する動画ファイルの複製又は公衆送信を誘引、招来、拡大させ、かつ、これにより利得を得る者であり、ユーザの投稿により提供されたコンテンツである「動画」を不特定多数の視聴に供していることからすると、著作権侵害を生じさせた主体、すなわち当の本人というべき者であるのみならず、発信者性の判断においては、ユーザの投稿により提供された情報(動画)を、「電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記憶媒体又は当該特定電気通信設備の送信装置」に該当する本件サーバに、「記録又は入力した」と評価することができるものである。したがって、控訴人会社は、「発信者」に該当するというべきである。」

米国subpoenaを用いた手続き

- 米国は文書提出命令で開示請求可能
 - 匿名訴訟
 - DMCA

- 日本のプロ責が、米国に比べて要件が限定されていて使いづらいのは事実。

→だから、ブロッキングではなく、だから、プロ責の見直しというのが本筋

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策 平成 30 年 4 月 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

- 背景で示した「漫画村」「Anitube」「Miomio」では、それぞれのサイトへの訪問者が、「漫画村」では、約 1 億 6000 万人（96%が日本からのアクセス）、「Anitube」については、約 4600 万人（99%が日本からのアクセス）、「Miomio」では、1200 万人（80%が日本からのアクセス）になっている（※いずれも 2018 年 2 月のデータ）。また、被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」については約 3000 億円、「Anitube」では約 880 億円、「Miomio」では約 250 億円に上ると推計されている
- （一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）による推計）。

他に手段が無いというが

- 手段があるか無いかは、スキルのある弁護士を基準に考えるべき
 - 損害が3000億というなら、身銭切っても対策するべきではないか。
- 実際にやらずに、出来ない場合があるとばかりと言うのが前向きな議論か。

通信の秘密の憲法上の位置づけ

- その他の手段がある場合に、その他の1手段としてブロッキング立法が許されるのか。
- 立法の合憲性判断基準としてLRAの準則は適用されるのか。
 - より制限的で無い他の手段

通信の秘密に対する、最小限の制約という人がいるが

- 裁判だと時間がかかるから、補充性の要件を外してほしい。
- 権利者が権利を行使するは限らないから、ブロッキングの申立人は許諾権者にも認めてほしい。
- 1つのISPに対する判決の効果は他のISPにも及ぶようにしてほしい。

そもそも

- 立法によらなければブロッキングができないので立法をするのか、ブロッキングを出来る範囲を広げたいので立法するのか。
 - 緊急避難では無理なのかどうかについてツコンセンサスが不可欠では？

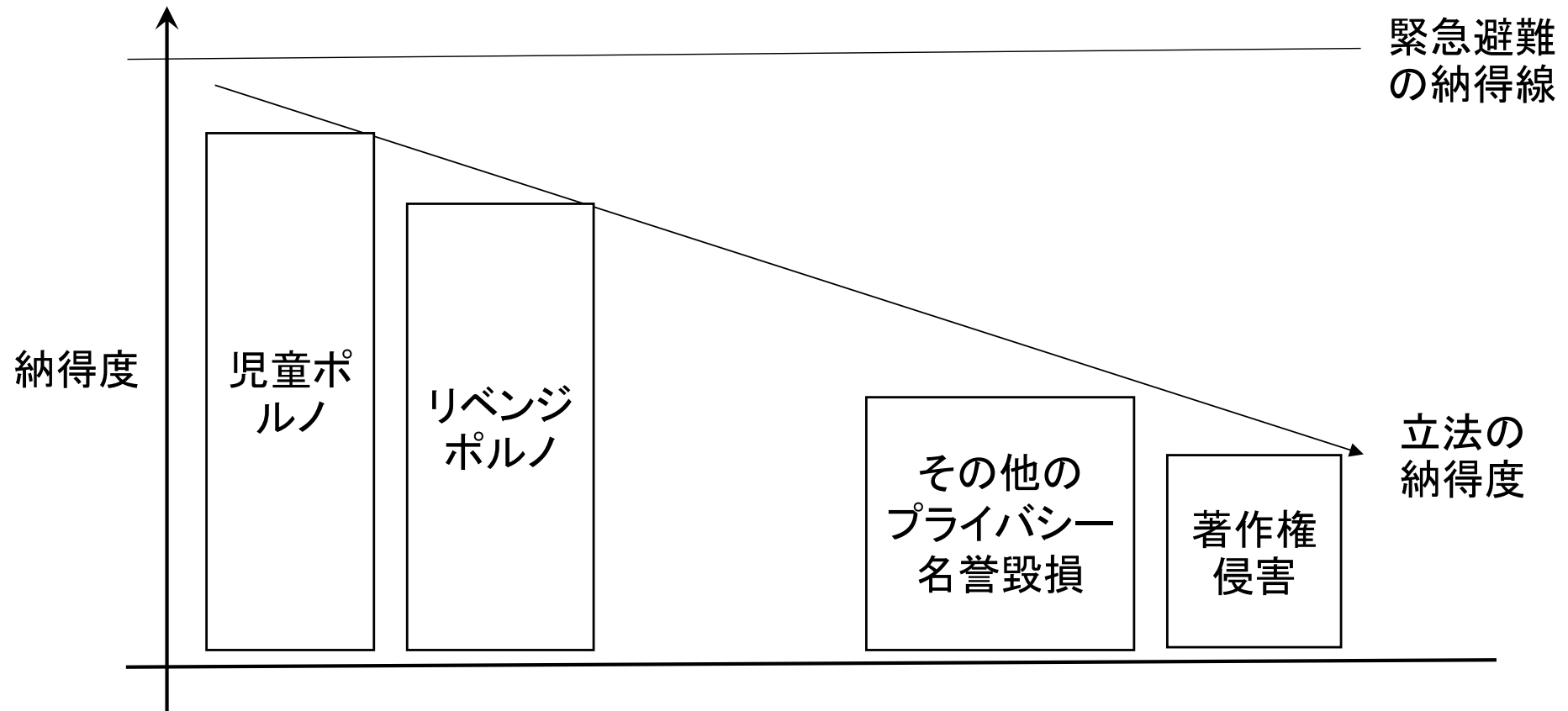
刑事裁判で緊急避難が問題になった事案

- × 吊り橋が腐朽のためにダイナマイトで吊り橋を爆破 通行人への危険は切迫していない
- × 急病人を運ぶために自動車を無免許で運転 救急車を呼ぶべき
- ○ 対向車が中央線を越えてきたので、進路変更したところ自動二輪に衝突
- × いわゆるあおり行為があったため、法定速度60キロメートル毎時を94キロメートル毎時で走行した道交法違反
- ○ 暴力団幹部から頭にけん銃を突きつけられて覚せい剤を自らに注射することを強要された。
- × 組合事務所等の建造物を、会社側が、業務に重大な支障があるとして撤去した場合に、右設置後既に6箇月を経過しており合法的な手段をとりえたものである
- × 麻薬中毒による苦痛緩和のための麻薬の入手
- × 隠退蔵物資の摘発のために、人の看守する工場に多人数大挙して押寄せ、看守の意に反して工場内に侵入した所為...「隠退蔵物資等の摘発については正規の機関が活動して居り、或は時に慎重を期するのあまり迅速を欠く場合があつたにせよ全然信頼するに足らぬとなすは独善的見解である」
- × 妻が妊娠中で、食糧難でその日の食糧にも事欠くような生活をしていたため本件窃盗に及んだ

民事裁判で緊急避難（民法上は正当防衛）が問題になった事案

- × 全部
- ○ 無し

私的ブロッキングに対する納得



ブロッキングにおける気になるダブルスタンダード

- 日本の著作権法は、日本の事業者が日本で配信している行為にしか適用がない。
 - でも、海賊版サイトは海外で行われていても明白な違法だ。
- ブロッキングは簡単な抜け道があっても実効性ある。
 - でも、CDN事業者に対する配信停止請求訴訟は、検討中でやっていないけど実効性がない。
 - でもフィルタリングは抜け道があるから実行性が無い。
- ブロッキングは現在問題になってる海賊版サイトに限定しておこなうのだから問題は少ない。
 - でもブロッキングに実効性を持たせるために、OBP53ブロックと、パブリックDNSブロックと、DoH規制と回避ツール規制を実施すべきだ。
- miomio、anitubeは未だに運営されている。第二の漫画村も問題になってる。
 - でも、三サイトは、実質的に運営されていないから、現状ではブロッキングを実施する予定は無い(NTT系某社)

私なりの結論

- 本当に最後の手段というのなら、スキルある弁護士に依頼して出来るところまで追求してそれでもダメなときに検討すれば足りるのでは？
- 著作権実体法、プロ責の見直し、広告規制、フィルタリング、その他のブラッシュアップを検討すべきする時間をブロッキングの議論に費やしてませんか？